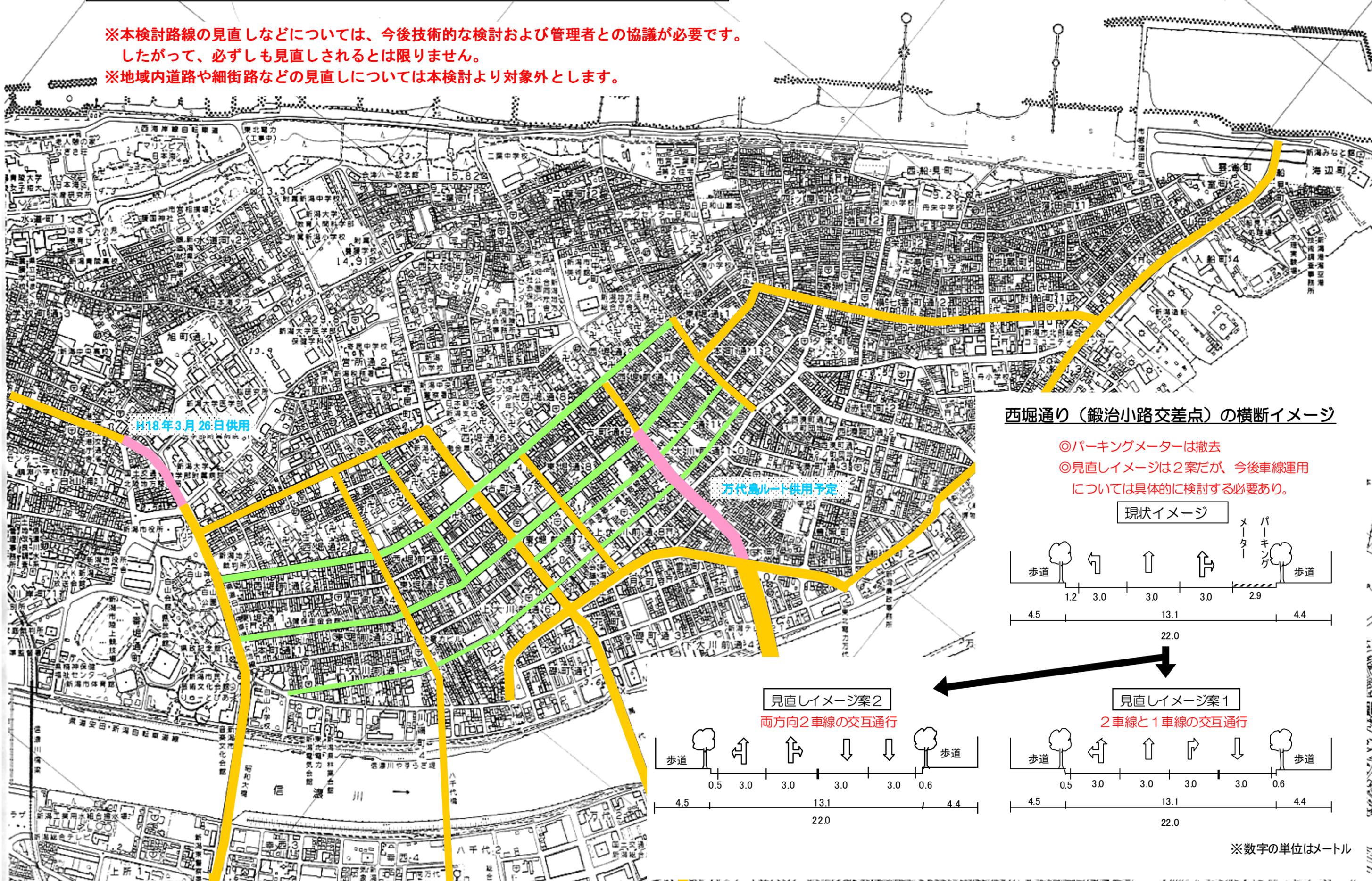


# 新潟島中心部交通政策検討対象路線（案）

※本検討路線の見直しなどについては、今後技術的な検討および管理者との協議が必要です。  
 したがって、必ずしも見直しされるとは限りません。  
 ※地域内道路や細街路などについては本検討より対象外とします。



H18年3月26日供用

万代島ルート供用予定

## 西堀通り（鍛冶小路交差点）の横断イメージ

- ◎パーキングメーターは撤去
- ◎見直しイメージは2案だが、今後車線運用については具体的に検討する必要あり。

現状イメージ



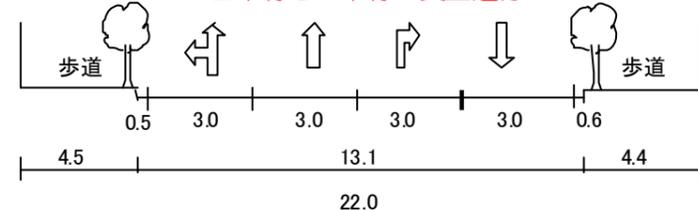
見直しイメージ案2

両方向2車線の交互通行



見直しイメージ案1

2車線と1車線の交互通行



※数字の単位はメートル

抜本的に見直す場合のメリット・デメリットの比較

	メリット	デメリット
<p>現状の 一方通行規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通の流れが単純化されている</li> <li>② 交差点では衝突点を減少させ事故を防止する</li> <li>③ 沿線施設との出入りを容易にする</li> <li>④ バス停・荷捌き等の停車を容易にする</li> <li>⑤ 変形・変則交差点の交通処理を単純化する</li> <li>⑥ ドライバー・歩行者の注意力を軽減する</li> <li>⑦ 交通容量を増大する</li> <li>⑧ 走行速度をアップさせ走行時間を短縮する</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>円滑な交通流動に重点</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 迂回を強いられるなど走行距離を長くする</li> <li>② 走行速度の増大による安全性の低下</li> <li>③ 初めてのドライバーには迂回による分かりにくさ、不安が増す</li> <li>④ 多車線にもかかわらず、交通量の減少により、駐車が蔓延・温床化している</li> <li>⑤ 高齢者ドライバーなどによる逆走事例が生じている</li> </ul>
<p>一方通行規制解 除を行った場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 迂回が不要なく、自由度が高くなる</li> <li>② 初めてのドライバーでも目的地へ辿り着きやすくなる</li> <li>③ 一部区間において、交通量の削減が想定される（新堀通りなど）</li> <li>④ バス路線の簡略化に寄与できる（行き帰りでルートが異なるバスの発着を解消）</li> <li>⑤ 駐車場や沿線施設へ分かりやすいルート案内が可能となる</li> <li>⑥ 街のイメージの改善（帰宅路としてのイメージが強い東堀通り上）</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>利用のしやすさに配慮</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交差点や沿線施設への右折車により円滑性が阻害される</li> <li>② 沿線施設からの右折が困難になる</li> <li>③ バス・タクシー、荷捌き車両の停車スペースの確保が難しい</li> <li>④ 車線数の減少や交差点処理の複雑化により、交通容量および交差点処理能力が低下し、交通渋滞を引き起こす可能性が高くなる</li> </ul>

## 交通政策の見直しにかかる主な課題

### 1. パーキングメーターのあり方

- ・昭和49年より設置
- ・現在の設置状況は以下のとおり
  - 西堀通 : 約60台
  - 東堀通 : 約50台
  - 本町通 : 約20台
  - 新津屋小路: 約35台

#### 【課題】

- ・対面通行とする場合の車線運用について、詳細な検討が必要となる。
- ・パーキングメーターは、設置延長および箇所数が多いことから、撤去または大幅再編が必要となる。



西堀通り5 (山下家具付近)

### 2. 「タクシーのりば」位置の見直し

- ・西堀通2箇所、東堀通4箇所にのりばの看板が設置

#### 【課題】

- ・パーキングメーターと同様に、車線運用の詳細検討によっては位置の見直しも必要となる可能性がある



西堀通り6

### 3. タクシー・代行事業者の客待ちへの対応

- ・西堀通および東堀通においては、特に週末の夜間は道路の両側に客待ち車両が駐車している。

#### 【課題】

- ・対面通行となった場合、交通の流れを阻害する恐れがある。
- ・見直し対象の道路においては、客待ちをしない方策の検討が必要



東堀通り9

### 4. 荷捌きトラックの駐停車

- ・駐車取締りの新制度により取締りが強化されるなど、今後の交通政策の見直しに関わらず、基本的に重点禁止区域での駐停車は不可能となった。

#### 【課題】

- ・対面通行となった場合、荷捌きにより交通の流れが阻害される恐れがある。
- ・見直し対象の道路においては、停車しない方策（共同荷捌きスペース等）の検討が必要。



西堀通り3

### 5. 路線バスのルートなど

- ・一方通行により、バスの帰発着点異なる路線がある。  
(女池線、長湯線は中心部に向かうルートは東中通、郊外に向かうルートは東堀通を通る)
- ・また、道路の路肩で時間調整を行っているバスも見受けられる。

#### 【課題】

- ・行き帰りを同一路線とすることで利用者にとっての分かりにくさを解消する必要がある。
- ・バス停の配置や歩道改良などの検討が必要。
- ・円滑な交通を妨げないよう、停車しない方策の検討が必要。



### ☆上記課題について

一方通行規制解除を求める場合、下記の方針としていきたい

- ・個別の課題については、当事者が中心となって解決する必要がある
- ・地域住民・行政・交通管理者の協力と理解が必要